

令和7年度尾張旭市社会福祉協議会職員（主任介護支援専門員職）募集要領

令和6年11月15日

1 試験実施職種、受験資格、採用予定人数等

職種	採用予定人数	受験資格	
		学歴	資格要件
主任介護支援専門員	1人	不問	<p>普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、かつ次の要件のいずれかに該当するかた</p> <p>(1) 現に主任介護支援専門員資格を有するかた（※ただし、受験申込日から令和7年3月31日までに当該資格の有効期間を満了する場合は、同日までの間に更新見込みであるかたに限る。）又は令和7年3月31日までに当該資格を取得見込みのかた</p> <p>(2) 現に介護支援専門員資格を有し、介護支援専門員として通算して5年以上の実務経験を有するかた（※ただし、当該実務経験に係る従事期間の換算の際には、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態を問わない。）</p>

2 試験の内容及び日程等

試験	内容		期日
第1次	受験申込書及び自己PR書をもとに書類選考		選考結果通知：令和7年2月7日まで
第2次	適性試験	受験職種に必要となる適応性をみる試験 択一式筆記試験	試験実施日：令和7年2月中旬 選考結果通知：令和7年2月下旬まで
	作文試験	与えられた課題についての作文試験	
	面接試験	個別面接	

※ 第1次試験合格者のみ第2次試験を実施します。

※ 第2次試験の正式な日時及び場所については、第1次試験合格者に直接お知らせします。

3 受験手続

受付期間	令和6年11月18日（月）～令和7年1月31日（金） ※ 郵送の場合は、令和7年1月31日必着 午前8時30分～午後5時（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
申込み方法	直接持参又は郵送 ※ 郵送先 〒488-0074 尾張旭市新居町明才切57 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 事務局 宛
提出書類	<p>【資格要件(1)・(2)共通】</p> <p>ア 受験申込書（指定様式）</p> <p>イ 自己PR書（指定様式）</p> <p>ウ 最終学歴の卒業証明書（卒業証書の写しは不可）</p> <p>エ 介護支援専門員証の写し</p> <p>オ 普通自動車運転免許証（表・裏）の写し</p> <p>【資格要件(1)のみ】</p> <p>カ 主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了証の写し（ただし、更新又は取得見込みのかたは、研修受講決定通知書の写し）</p> <p>【資格要件(2)のみ】</p> <p>キ 介護支援専門員実務従事証明書</p> <p>※ ア（両面印刷）、イ及びキは、本会ホームページからダウンロードできます。 http://www.owariasahishakyo.jp/</p>
申し込み及び問い合わせ先	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 事務局（担当：星原・安井） 〒488-0074 尾張旭市新居町明才切57番地（尾張旭市保健福祉センター内） TEL (0561) 54-4540 FAX (0561) 51-1880

※ 応募書類の返却はできません。

【裏面あり】

4 採用

- (1) 採用期日は、令和7年4月1日です。
- (2) 受験資格がないことや受験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) 主任介護支援専門員資格の更新又は取得見込みのかたの採用を内定した場合であって、当該採用内定者が、採用年月日までに資格の更新又は取得を実現できなかったときは、そのかたの内定を取り消すことがあります。

[参考]

○ 職務の内容

地域包括支援センター事業（主任介護支援専門員職）に関する業務等

○ 勤務条件等

1 給与（令和6年4月1日現在）

(1) 初任給

初任給は、学歴並びに過去の職務の内容、雇用形態及び従事期間等を勘案し、加算の上決定します。

〔例〕 大学卒業後、相談援助業務に5年間従事し、翌年、介護支援専門資格を取得。その翌年から介護支援専門員として5年間従事し、さらにその翌年、主任介護支援専門員資格を取得した場合（就労期間：延12年・雇用形態：いずれも正規の場合）の初任給の目安

【月額253,300円～月額263,600円】

(2) その他諸手当

- ア 扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。
- イ 地域手当として、給料と扶養手当を合算した額に6%を乗じた額が支給されます。
- ウ 期末手当及び勤勉手当が年2回（6月・12月）支給されます。

2 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 休日・休暇

原則として、土・日曜日と祝日、年末年始（12月29日～1月3日）が休日となります。他に、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、介護休業及び育児休業などの制度があります。

4 福利厚生

健康保険・厚生年金・雇用保険・労働災害保険に加入